

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「徴収しない」の次に「ことができる」を加える。

別表その3の建築関係の表(9)の部中

「

ア 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この部において同じ。）	1件につき 48,000円
イ 一戸建ての建築物以外の建築物	床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき 48,000円 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 114,000円 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 183,000円 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メー

	トル以下のもの 1件につき 360,000円 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1件につき 645,000円 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 1,108,000円 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 1件につき 2,051,000円 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 1件につき 2,933,000円 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1件につき 3,595,000円
--	---

を

「

ア 新築	(ア) 1件につき 48,000円 一戸建ての建築物 (専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この部において同じ。)
------	---

	<p>(イ) 床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき 48,000円</p> <p>一戸建ての建築物以外の建築物 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 114,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 183,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 1件につき 360,000円</p> <p>床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1件につき 645,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 1,108,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 1件につき 2,051,000円</p> <p>床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 1件につき 2,933,000円</p> <p>床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1件につき 3,595,000円</p>
イ 増築 又は改築	<p>(ア) 1件につき 73,000円</p> <p>一戸建ての建築物</p> <p>(イ) 床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき 73,000円</p> <p>一戸建ての建築物以外の建築物 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 171,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 273,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方</p>

	メートル以下のもの 1件につき 540,000円 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方 メートル以下のもの 1件につき 967,000円 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方 メートル以下のもの 1件につき 1,662,000円 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平 方メートル以下のもの 1件につき 3,076,000円 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平 方メートル以下のもの 1件につき 4,399,000円 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1件につき 5,393,000円
--	--

」

に改め、同部備考1中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」を「アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」に改め、同部備考2中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改め、同部備考4を同部備考5とし、同部備考3を同部備考4とし、同部備考2の次に次のように加える。

3 イに係る申請書に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては64,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 100平方メートル以下のもの 64,000円
- (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 153,000円
- (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 241,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 494,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 881,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1,514,000円
- (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 2,832,000円

円

(8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 4,099,000

円

(9) 30,000平方メートルを超えるもの 5,073,000円

別表その3の建築関係の表(10)の部中

「

ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における同部の手数料の金額の半額
イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの	変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 7,000円
	変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 12,000円
	変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 19,000円
	変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 32,000円
	変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 50,000円
	変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 77,000円
	変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 131,000円
	変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 165,000円
変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 188,000円	

」

を

「

ア 新築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1 件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考 4 及び 5 の規定を適用しないものとして計算した場合における同部アの手数料の金額の半額
	(イ) 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの	変更に係る戸数が 1 戸のもの 1 件につき 7,000円 変更に係る戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの 1 件につき 12,000円 変更に係る戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの 1 件につき 19,000円 変更に係る戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの 1 件につき 32,000円 変更に係る戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの 1 件につき 50,000円 変更に係る戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの 1 件につき 77,000円 変更に係る戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの 1 件につき 131,000円 変更に係る戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの 1 件につき 165,000円 変更に係る戸数が 301 戸以上のもの 1 件につき 188,000円
イ 増築又は改築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1 件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考 4 及び 5 の規定を適用しないものとして計算した場合における同部イの手数料の金額の半額
	(イ) 住宅の構造及び設備に変更が生じ	変更に係る戸数が 1 戸のもの 1 件につき 10,000円 変更に係る戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの

	ないもの	1件につき 18,000円 変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 29,000円 変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 48,000円 変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 76,000円 変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 115,000円 変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 195,000円 変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 248,000円 変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 282,000円
--	------	--

」

に改め、同部備考1中「住宅」を「アに係る申請において、住宅」に改め、同部備考3を同部備考4とし、同部備考2を同部備考3とし、同部備考1の次に次のように加える。

2 イに係る申請において、住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されているときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 5,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの 9,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 13,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 25,000円
- (5) 26戸以上50戸以下のもの 33,000円
- (6) 51戸以上100戸以下のもの 41,000円

(7) 101戸以上200戸以下のもの 73,000円

(8) 201戸以上300戸以下のもの 98,000円

(9) 301戸以上のもの 122,000円

別表その3の建築関係の表の(12)の部イの款中「以下この部及び次の部において同じ」を「以下同じ」に改め、同部備考4中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表に次のように加える。

<p>(15) 建築物 エネルギー 消費性能向 上計画認定 申請</p>	<p>ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（以下この部及び次の部において「非住宅建築物等」という。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部及び(17)の部において「省令」という。）第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。）による認定</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円</p>
--	---	---

	に係るものに限る。)	
イ	非住宅建築物等 (モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 469,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 568,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 763,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 870,000円
ウ	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 39,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 43,000円
エ	共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 237,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 269,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 363,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1

件につき 516,000円

備考

- 1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。
- 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエに定める額を合算した額とする。
- 3 アに係る申請書に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項の登録建築物調査機関（以下この部、次の部及び(17)の部において「登録建築物調査機関」という。）が作成した当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、次の部及び(17)の部において「法」という。）第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
 - (1) 300平方メートル未満のもの 88,000円
 - (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円
 - (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 199,000円
 - (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 218,000円
 - (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 325,000円
 - (6) 25,000平方メートル以上のもの 362,000円
- 4 イに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とす

る。

- (1) 300平方メートル未満のもの 163,000円
 - (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円
 - (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 389,000円
 - (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 441,000円
 - (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円
 - (6) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円
- 5 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の及び(17)の部において「登録建築物調査機関等」という。）が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
 - (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円
- 6 エに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- (1) 4戸以下のもの 227,000円
 - (2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円
 - (3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円
 - (4) 46戸以上のもの 436,000円
- 7 2の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。
- 8 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(16) 建築物 エネルギー 消費性能向 上計画変更 認定申請	ア 非住宅建築物等 (モデル建物法基 準による認定に係 るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル未満の もの 1件につき 50,000円 床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 1件に つき 86,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 1件に つき 140,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 1件 につき 173,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 243,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以 上のもの 1件につき 282,000円
	イ 非住宅建築物等 (モデル建物法基 準による認定に係 るものを除く。)	床面積の合計が300平方メートル未満の もの 1件につき 87,000円 床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 1件に つき 151,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 1件に つき 235,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 1件 につき 285,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満のもの 1

	件につき 382,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 435,000円
ウ 一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 21,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 23,000円
エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 119,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 135,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 183,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 259,000円

備考

- 1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。
- 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエに定める額を合算した額とする。
- 3 アに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
 - (1) 300平方メートル未満のもの 45,000円

- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 72,000円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 109,000円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 163,000円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの 182,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 82,000円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 137,000円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 221,000円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 302,000円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの 335,000円

5 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 18,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 20,000円

6 エに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 114,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 160,000円
- (4) 46戸以上のもの 219,000円

7 2の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準

適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。

8 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(17) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	ア 非住宅建築物 (省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円
	イ 非住宅建築物 (省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものを除く。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件に

	つき 469,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 1件 につき 568,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 763,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上 のもの 1件につき 870,000円
ウ 一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満の もの 1件につき 39,000円 床面積の合計が200平方メートル以上の もの 1件につき 43,000円
エ 共同住宅等	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき 237,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下の もの 1件につき 269,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下の もの 1件につき 363,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 516,000円

備考

- 1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエに定める額を合算した額とする。
- 2 アに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部において「適合証」という。）又は知事が別に定める書類の添付があ

る場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 88,000円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 199,000円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 218,000円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 325,000円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの 362,000円

3 イに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 163,000円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 389,000円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 441,000円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円

4 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

5 エに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 227,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円

(4) 46戸以上のもの 436,000円

- 6 1の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と5の例により算定した額を合算した額とする。

別表その6 その他の表に次のように加える。

(15) 行政 不服審査 法（平成 26年法律 第68号） の規定 （他の法 律の規定 により準 用する場 合を含む。）に 基づく事 務	書面の写し 等交付手 料	行政不服審査法 第38条第1項に 規定する書面又 は書類を複写機 により用紙に複 写したものを交 付する場合	1枚につきA3判まで 10円 （カラーで複写したものにあっては、50円）
		行政不服審査法 第38条第1項に 規定する電磁的 記録に記録され た事項を用紙に 出力したものを 交付する場合	1枚につきA3判まで 10円 （カラーで複写したものにあっては、50円）
備考			
1 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を1枚として算定する。			
2 交付する用紙の大きさがA3判を超えるものについては、A1判1枚につき200円以内で規則で定める額とする。			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行		改正案																			
(免除)		(免除)																			
第6条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない。		第6条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない <u>ことができる</u> 。																			
(1)～(6) (略)		(1)～(6) (略)																			
2 (略)		2 (略)																			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)																			
その1 税関係		その1 税関係																			
(略)		(略)																			
その2 戸籍等関係		その2 戸籍等関係																			
(略)		(略)																			
その3 建築関係		その3 建築関係																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手数料を徴収する事項</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請</td> <td>ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この部におい</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事項		手数料の金額	(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この部におい	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手数料を徴収する事項</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請</td> <td>ア 新築 (ア) 一戸建ての建築物</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事項		手数料の金額	(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	ア 新築 (ア) 一戸建ての建築物	(略)
手数料を徴収する事項		手数料の金額																			
(1)～(8) (略)	(略)	(略)																			
(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この部におい	(略)																			
手数料を徴収する事項		手数料の金額																			
(1)～(8) (略)	(略)	(略)																			
(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	ア 新築 (ア) 一戸建ての建築物	(略)																			

現行

改正案

て同じ。)

イ 一戸建ての建築物以外の建築物

(略)

(専ら人の居住に供するものに限る。以下において同じ。)

(イ) 一戸建ての建築物以外の建

(略)

現行			改正案																							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イ 増築 又は改 築</td> <td>(ア) 1件につき 73,000円</td> </tr> <tr> <td>一戸建ての建築物</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(イ)</td> <td>床面積の合計が100平方メートル以下 一戸建ての建築物</td> </tr> <tr> <td>1件につき 73,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が100平方メートルを超 え500平方メートル以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1件につき 171,000円</td> </tr> <tr> <td>以外</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が500平方メートルを超 え1,000平方メートル以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1件につき 273,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が1,000平方メートルを 超え2,500平方メートル以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1件につき 540,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が2,500平方メートルを 超え5,000平方メートル以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1件につき 987,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1件につき 1,662,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が10,000平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	建築物		イ 増築 又は改 築	(ア) 1件につき 73,000円	一戸建ての建築物	(イ)	床面積の合計が100平方メートル以下 一戸建ての建築物	1件につき 73,000円	床面積の合計が100平方メートルを超 え500平方メートル以下のもの	1件につき 171,000円	以外	床面積の合計が500平方メートルを超 え1,000平方メートル以下のもの	1件につき 273,000円	床面積の合計が1,000平方メートルを 超え2,500平方メートル以下のもの	1件につき 540,000円	床面積の合計が2,500平方メートルを 超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき 987,000円	床面積の合計が5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき 1,662,000円	床面積の合計が10,000平方メートル		
建築物																										
イ 増築 又は改 築	(ア) 1件につき 73,000円																									
	一戸建ての建築物																									
(イ)	床面積の合計が100平方メートル以下 一戸建ての建築物																									
	1件につき 73,000円																									
	床面積の合計が100平方メートルを超 え500平方メートル以下のもの																									
	1件につき 171,000円																									
	以外																									
床面積の合計が500平方メートルを超 え1,000平方メートル以下のもの																										
1件につき 273,000円																										
床面積の合計が1,000平方メートルを 超え2,500平方メートル以下のもの																										
1件につき 540,000円																										
床面積の合計が2,500平方メートルを 超え5,000平方メートル以下のもの																										
1件につき 987,000円																										
床面積の合計が5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以下のもの																										
1件につき 1,662,000円																										
床面積の合計が10,000平方メートル																										
備考																										
1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第																										

現行	改正案		
<p>5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（次の部において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては42,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（市長が別に定める要件を備えているものに限る。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては33,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>			<p>を <u>超え20,000平方メートル以下のもの</u> <u>1件につき 3,076,000円</u> <u>床面積の合計が20,000平方メートルを</u> <u>超え30,000平方メートル以下のもの</u> <u>1件につき 4,399,000円</u> <u>床面積の合計が30,000平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> <u>1件につき</u> <u>5,393,000円</u></p>
	<p>備考</p> <p>1 アに係る申請書に、<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（次の部において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては42,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p>		
	<p>2 アに係る申請書に、<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（市長が別に定める要件を備えているものに限る。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建て</u></p>		

現行		改正案	
<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>			<p>の建築物にあっては33,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 イに係る申請書に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては64,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの 64,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 153,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 241,000円</p> <p>(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 494,000円</p> <p>(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 881,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1,514,000円</p> <p>(7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 2,832,000円</p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 4,099,000円</p>
<p>(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請</p>	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの</p>	<p>1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における同部の手数料の金額の半額</p>	

現行

イ 住宅の構造及び
設備に変更が生
じないもの (略)

改正案

(9) 30,000平方メートルを超えるもの 5,073,000円

4 (略)

5 (略)

(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請	ア 新築	(ア)	1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考4及び5の規定を適用しないものとして計算した場合における同部アの手数料の金額の半額
		(イ)	(略)

住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの

住宅の構造及び設備に変更が生じないもの

現行			改正案		
			イ 増築 又は改築	(ア)	1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考4及び5の規定を適用しないものとして計算した場合における同部イの手数料の金額の半額
備考				(イ)	変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 10,000円 変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 18,000円 変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 29,000円 変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 48,000円 変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 76,000円 変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 115,000円 変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 195,000円
1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されているときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1)～(9) (略)					

現行			改正案		
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>			<p>変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 248,000円</p> <p>変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 282,000円</p>		
(11)	(略)	(略)	<p>備考</p> <p>1 アに係る申請において、住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されているときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 イに係る申請において、住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されているときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 1戸のもの 5,000円</p> <p>(2) 2戸以上5戸以下のもの 9,000円</p> <p>(3) 6戸以上10戸以下のもの 13,000円</p> <p>(4) 11戸以上25戸以下のもの 25,000円</p> <p>(5) 26戸以上50戸以下のもの 33,000円</p> <p>(6) 51戸以上100戸以下のもの 41,000円</p> <p>(7) 101戸以上200戸以下のもの 73,000円</p> <p>(8) 201戸以上300戸以下のもの 98,000円</p> <p>(9) 301戸以上のもの 122,000円</p>		
(12)	低炭素建築物新築等(新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同	(略)			
	ア (略)	(略)			
	イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次の部において同じ。)又は複合建築物(住宅及び非住宅建築物が複合する建築物をいう。以下この部及び次の部において同じ。)のうち住戸の部分	(略)			
			3 (略)		

現行			改正案		
じ。)計画 認定申請	ウ・エ (略)	(略)	4 (略)		
備考 1～3 (略) 4 アに係る申請書に、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定 確認検査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54 年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関又は住宅の品 質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機 関の登録を受けているものに限る。）が作成した当該申請に係る 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律 （平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第 54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含 む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この 表において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金 額は、42,000円を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 5～8 (略)			(11)	(略)	(略)
(13)・(14) (略)	(略)	(略)	(12) 低炭素 建築物新築 等（新築又 は増築、改 築、修繕若 しくは模様 替え若しく は空気調和 設備その他 の建築設備 の設置若し くは改修を いう。以下 この部及び 次の部にお いて同 じ。）計画 認定申請	イ 共同住宅等（共 同住宅、長屋そ の他の一戸建て の住宅以外の住 宅をいう。以下 同じ。）又は複 合建築物（住宅 及び非住宅建築 物が複合する建 築物をいう。以 下同じ。）のう ち住戸の部分	(略)
			ウ・エ (略)	(略)	
			備考 1～3 (略) 4 アに係る申請書に、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定 確認検査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和		

現行

改正案

54年法律第49号) 第76条第1項の登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているものに限る。) が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。) 第54条第1項各号(法第55条第2項において準用する場合を含む。) に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この表において「適合証」という。) の添付がある場合の手数料の金額は、42,000円を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

5～8 (略)

(13)・(14) (略)	(略)	(略)
(15) 建築物 エネルギー 消費性能向 上計画認定 申請	ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分(以下この部及び次の部において「非住宅建築物等」という。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円 床面積の合計が10,000平方メートル

現行

改正案

現行	改正案	
	<p>令・国土交通省令第1号。以下この部及び(17)の部において「省令」という。)第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。)</p>	<p>以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円</p>
	<p>イ 非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 469,000円</p>

現行	改正案	
		<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 588,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 763,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 870,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 39,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 43,000円</p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分 申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 237,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 289,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 363,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 516,000円</p>
	<p>備考</p> <p>1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。</p>	

現行	改正案
	<p>2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエに定める額を合算した額とする。</p> <p>3 アに係る申請書に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項の登録建築物調査機関（以下この部、次の部及び(17)の部において「登録建築物調査機関」という。）が作成した当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、次の部及び(17)の部において「法」という。）第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 199,000円(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 218,000円

現行	改正案
	<p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 325,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 362,000円</p> <p>4 イに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 389,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 441,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円</p> <p>5 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部及び(17)の部において「登録建築物調査機関等」という。）が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p>

現行	改正案		
	<p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>6 エに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 227,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円</p> <p>(3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円</p> <p>(4) 46戸以上のもの 436,000円</p> <p>7 2の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>8 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>		
	(16) 建築物 エネルギー 消費性能向 上計画変更 認定申請	ア 非住宅建築物等 (モデル建物法 基準による認定 に係るものに限 る。)	床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 1件につき 50,000円 床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 1件 につき 86,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 140,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以

現行	改正案	
		<p>上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 243,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの 1件につき 282,000円</p>
	<p>イ 非住宅建築物等 (モデル建物法 基準による認定 に係るものを除 く。)</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 1件につき 87,000円</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 1件 につき 151,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 235,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 285,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 382,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの 1件につき 435,000円</p>
	<p>ウ 一戸建ての住宅</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル未満</p>

現行	改正案	
		<p>のもの 1件につき 21,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 23,000円</p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分 申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 119,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 135,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 183,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 259,000円</p>
	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエに定める額を合算した額とする。 アに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計 	

現行	改正案
	<p>の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 300平方メートル未満のもの 45,000円(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 72,000円(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 109,000円(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 163,000円(6) 25,000平方メートル以上のもの 182,000円 <p>4 イに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 300平方メートル未満のもの 82,000円(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 137,000円(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 221,000円(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 302,000円

現行	改正案			
	<p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 335,000円</p> <p>5 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 20,000円</p> <p>6 エに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 114,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円</p> <p>(3) 16戸以上45戸以下のもの 160,000円</p> <p>(4) 46戸以上のもの 219,000円</p> <p>7 2の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>8 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 1267 1328 1351">(17) 建築物のエネルギー</td> <td data-bbox="1335 1267 1597 1351">ア 非住宅建築物 (省令第1条第</td> <td data-bbox="1603 1267 2107 1351">床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円</td> </tr> </table>	(17) 建築物のエネルギー	ア 非住宅建築物 (省令第1条第	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円
(17) 建築物のエネルギー	ア 非住宅建築物 (省令第1条第	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円		

現行	改正案	
	<p>一消費性能に係る認定申請</p>	<p>1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円</p>
	<p>イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものを除く。)</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 469,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>

現行	改正案	
		1件につき 588,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 763,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 870,000円
	ウ 一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 39,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 43,000円
	エ 共同住宅等	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 237,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 289,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 363,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 516,000円
	備考 1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエに定める額を合算した額とする。 2 アに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した当該申請に係	

現行

改正案

る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 199,000円

(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 218,000円

(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 325,000円

(6) 25,000平方メートル以上のもの 362,000円

3 イに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 389,000円

(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満

現行	改正案
その4 開発関係	<p>のもの 441,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円</p> <p>4 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>5 エに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 227,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円</p> <p>(3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円</p> <p>(4) 46戸以上のもの 436,000円</p> <p>6 1の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と5の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>その4 開発関係</p>

現行

改正案

(略)

その5 消防関係

(略)

その6 その他

手数料を徴収する事項		手数料の金額
(1)～(14)	(略)	(略)
(略)		

(略)

その5 消防関係

(略)

その6 その他

手数料を徴収する事項			手数料の金額
(1)～(14)	(略)		(略)
(略)			
(15) 行政不服審査法 (平成26年法律第68号)の規定 (他の法律の規定により準用する場合を含む。)に基づく事務	書面の写し等交付手数料	行政不服審査法第38条第1項に規定する書面又は書類を複写機により用紙に複写したものを交付する場合	1枚につきA3判まで 10円 (カラーで複写したものにあっては、50円)
		行政不服審査法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものを交付する場合	1枚につきA3判まで 10円 (カラーで複写したものにあっては、50円)

備考

現行	改正案	
	<table border="1"><tr><td data-bbox="1133 268 2085 451"><ol style="list-style-type: none">1 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を1枚として算定する。2 交付する用紙の大きさがA3判を超えるものについては、A1判1枚につき200円以内で規則で定める額とする。</td></tr></table>	<ol style="list-style-type: none">1 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を1枚として算定する。2 交付する用紙の大きさがA3判を超えるものについては、A1判1枚につき200円以内で規則で定める額とする。
<ol style="list-style-type: none">1 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を1枚として算定する。2 交付する用紙の大きさがA3判を超えるものについては、A1判1枚につき200円以内で規則で定める額とする。		

現行

改正案

現行	改正案